

群馬大学大学教育・学生支援機構グローバルイニシアチブセンター規程

令和 5. 4. 1 制定

改正 令和 6. 6. 3 令和 7. 4. 1

令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学教育・学生支援機構規則第3条第3項の規定に基づき、グローバルイニシアチブセンター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、群馬大学（以下「本学」という。）における教育活動のグローバル化を推進することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 外国語教育に関すること。
- (2) グローバル人材育成に関すること。
- (3) 学生の海外派遣及び外国人留学生受入に係る支援に関すること。
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる構成員を置く。

- (1) グローバルイニシアチブセンター長（以下「センター長」という。）
- (2) グローバルイニシアチブセンター副センター長（以下「副センター長」という。）
- (3) センターの主担当を命ぜられた者
- (5) その他センター長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年を超えない範囲内で学長が定めることとし、再任を妨げない。ただし、指名した学長の任期の終期を超えることはできない。また、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学の教員のうちから機構長が指名する者若干人をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、あらかじめセンター長が指名した副センター長がその職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名した機構長の任期の終期を超えることはできない。また、欠員を生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 センター業務を円滑に実施するため、センターにグローバルイニシアチブセンター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、第3条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

3 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

（1）センター長

（2）副センター長

（3）共同教育学部、情報学研究科、医学系研究科、保健学研究科、理工学府、食健康科学研究科、パブリックヘルス学環、医理工レギュラトリーサイエンス学環及び生体調節研究所から選出された教員 各1人

（4）その他センター長が必要と認めた者 若干人

4 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

5 議長は、運営会議を招集し、これを主宰する。

6 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

7 運営会議は、第3項各号の者の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

8 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

9 センター長が必要と認めたときは、第3項各号以外の者を運営会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（事務）

第9条 センターの事務は、学務部教務課及び海外交流課において処理する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。